

平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川・ 笹内川	皆伐許容面積限度を定める所在単位区域又は森林の集団の所在単位
"	"	"	水源かん養保安林	保安林種
五八四・一八	一〇六〇・一一	一八七・五九	九五一・一四	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百七号  
森林法施行令(昭和二十六年政令第一百七十六号)第四条の二第三項の規定により、  
平成十七年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。  
平成十七年九月一日

## 告 示

保安林皆伐許容面積の限度.....(林政課).....

目 次  
告 示

平成十七年 九月一日 (木曜日)	号外第七十七号
------------------------	---------

青森地区	今別川・蟹田川	浅瀬石川
中村川・ 笹内川	新井田川	馬淵川下流
岩木川上流	岩木川下流	奥入瀬川
平川	平川	七戸川
浅瀬石川	一六八・〇六	上北地区
今別川・蟹田川	一六八・五六	下北西部
岩木川上流	一六八・五七	下北東部
平川	一六八・〇〇	三一九・〇八
一〇六・三四	九四四・五六	七六四・七五
一八・五六	六一・四一	二五三・一二
四〇・六八	六九五・〇〇	六八一・七八
七・四〇	九四四・五六	
三〇二・八八	一六八・五七	
一三五・二八	一〇六・三四	

三沢市	" 横浜町	" 六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前 のむつ市の区域に限る。)	下北郡東通村	五所川原市 前(平成十七年三月二十八日合併 前の金木町の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前 の木造町の区域に限る。)	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三三	一一・〇	六・二〇	六・一四	〇・一八	九六・五五	九六・四〇	一・一四	七六・六一	三・三四	一四九・四九	

上北郡野辺地町	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前 のむつ市の区域に限る。)	下北郡東通村	五所川原市 前(平成十七年三月二十八日合併 前の金木町の区域に限る。)	五所川原市 前(平成十七年三月二十八日合併 前の五所川原市の区域に限る。)	北津軽郡鶴町	五所川原市 前(平成十七年三月二十八日合併 前の市浦村の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前 の木造町の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前 の市浦村の区域に限る。)	深浦町 前(平成十七年三月三十一日合併 前の岩崎村の区域に限る。)	深浦町 前(平成十七年三月三十一日合併 前の森田村の区域に限る。)	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市 前(平成十七年三月三十一日合併 前の八戸市の区域に限る。)	上北郡百石町		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
〇・五〇	四・一〇	一三・八〇	〇・三〇	〇・一二	二・五〇	一五・六五	五三・七一	六九・一八	〇・八〇	〇・六〇	二・二八	三・五六	二・六六	四・八〇	

南部地区	津軽地区	" 福地村	" 三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市 (平成十七年一月一日合併前の 十和田市の区域に限る。)	前(平成十七年三月三十一日合併 の七戸町の区域に限る。)	"
"	保健保安林	"	"	"	"	"	"	"	"
八八・八八	一五五・六二		八・六四	九・三一	三・九四	四八・二八	一・二六	一・三七	一・八〇

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目 一番 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株目 式番 会七 社号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行